

## 就学前教育・保育施設整備に関する緊急要望

こどもを安心して育てられる体制の整備を促進し、「こどもまんなか社会」を実現するため、「就学前教育・保育施設整備交付金」(以下、「交付金」という。)の確実な措置に関して、以下のとおり要望する。

1. 交付金の令和6年度所要額について、各自治体の整備計画に支障が出ないよう、全て交付基準どおりに内示・交付決定を行い、令和7年度以降についても、全ての所要の財源を確実に確保すること。
2. 各自治体における計画的な整備への支障を考慮し、所要額調査を踏まえた再募集・内示が当初の第2回協議日程より遅れてなされた場合には、内示前の契約・仮契約等を認めること。

### ◆詳細説明

1. 就学前教育・保育施設の整備は、待機児童対策のための受け皿整備のほか、耐震性不足や老朽化への対応、幼児教育・保育の質向上を図る上で、喫緊に取り組むべき課題であり、次元の異なる少子化対策、「こどもまんなか社会」の実現に不可欠なものである。これを促進する当該交付金は、これまで第1回から複数回にわたり協議募集と交付決定等がなされ、令和6年度も、本年1月に第5回までの協議予定が当初通知されたところである。しかし、第1回協議で申請額が予算上限額に達したとの理由で、第2回以降の協議を中止にする旨の事務連絡が3月下旬に突然出されたことから、各自治体に影響が及んでおり、特に、比較的こどもの数が多い中核市における影響は大きく、26市で整備に必要な財源約56億円(令和6年度以降協議予定額ベース)の確保が困難となっている状況である。ついては、国において本年4月に実施した交付金の令和6・7年度所要額調査の結果を踏まえ、令和6年度所要額について自治体の整備計画に支障が出ないよう予算を確保し、全て交付基準どおりに内示・交付決定を行うとともに、令和7年度以降についても、全ての所要の財源を確実に確保すること。
2. 当該交付金は、慣例的に内示を受けた後の着工を認めているとする一方で、内示前の契約・仮契約等は認めないとしている。しかし、令和6年度の第2回協議募集中止により計画的な整備に支障が出る状況に追い込まれていることから、所要額調査を踏まえた再募集・内示が当初の第2回協議日程より遅れてなされた場合には、内示前の契約・仮契約等を認めること。

令和6年5月22日

中核市市長会

## 【中核市】

### 就学前教育・保育施設整備交付金に関する調査結果概要

#### 1. 調査概要

##### (1) 調査目的

標記交付金に係る協議募集中止により、就学前教育・保育施設の整備計画に生じている支障の実態を把握するために調査を実施する。

(2) 調査対象 中核市62市

(3) 調査期間 令和6年5月2～7日

#### 2. 結果概要

項目	合計値
支障が生じた自治体数	26市
協議を予定していた件数	83件
協議予定金額 (千円) ※	5,597,977千円
	うち令和6年度分 2,369,584千円
協議予定金額のうち 最高金額(千円) 【1市当り】	1,230,710千円

※当該交付金は、内示前の契約・仮契約等を行った場合は補助対象外としている。複数年度にわたる事業の場合、事業初年度（令和6年度）に契約等を締結するため、6年度に内示を受けられない場合、後年度も含めて全て補助対象外となる。